

第1回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年10月17日（水）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用443会議室

○司会 それでは、第1回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○石崎参事官 規制改革推進会議の行政手続を担当する参事官の石崎でございます。よろしくお願いいたします。

今回、第1回「行政手続部会」ということでありまして、御案内のとおり規制改革推進会議は3期制、3年で3期ということなのですけれども、3期目の第1回、この前、規制改革推進会議本体を行いました、それを受けての会議ということであります。

今回の議事に関して言いますと、議事次第の1、2、3、4にあります、経済団体からの意見、中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化、関係省庁からのヒアリング、就労証明書の書式統一・デジタル化についてです。

1の経済団体からの意見についてでありますけれども、具体的な中身は資料1-1、それから、少しページが飛びまして資料1-2に「経済団体からの意見」ということがありまして、資料1-1がそのものなのですが、資料1-2で少し要約してありますので、資料1-2に基づいて御説明させていただきます。

枠囲いに書いてありますとおり、この行政手続部会、昨年6月に各省が行政手続コスト2割削減ということで簡素化の計画をそれぞれ作りまして、それについてのチェック&レビューを昨年1年間かけてやってきまして、それについて4月24日に中間的な報告、ここに書いてある最初の○の「見直し結果と今後の方針」というものを公表したところであります。

この取組自体は、事業者目線で事業者側の行政手続コスト、具体的に言うと、申請書を作成したりとか、窓口を往復したり、そういう作業時間がかかるのですけれども、その事業者側の作業時間を2割減らそうというのがもともとの目的で、それについて、いろいろな分野で各省庁が簡素化の計画を作ったのです。それで一応チェック&レビューの結果をまとめたのですけれども、そのまとめについて、こういったところをもっとやったほうがいいということ、ここに書いてある幾つかの経済団体からの意見を聴取しまして、その意見について各省庁から回答を得まして、その回答を取りまとめたのが先ほどの非常に膨大な資料1-1ということになります。資料1-2はその要約版、これは回答だけではなくて意見のみを羅列していますけれども、例えば個人の飲食店とかが相続をするとき、個人事業主が生前にお子さんとかに事業承継をするときに改めて新規の許認可をとらなく

てはならない、そういうのを簡素化してほしいとか、それは一例ですが、以下、建設業に係る手続の簡素化とか、その次のページでいきますと社会保険の手続ですとか、国税の手続ですとか、幾つかに關しまして意見をいただきました。それから、各省からも回答をいただいたということになります。

これにつきまして、本日は委員に御説明をしたということでありまして、また、この後、委員からいろいろ御意見をいただいて、今後どういった議題を、どういった項目を取り上げて深掘りしていくかというのをこれから決めていくということでございます。そういった方針について御説明をさせていただいたところでありまして。

その次の資料2-1でありますけれども「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン」、これは既に公表された資料であります、官邸で官房副長官主宰の会議でこういった会議がありまして、これの中で、具体的に言うと、4ページ、「5. 行政手続の簡素化」ということです。働き方改革の中で中小企業に残業規制がかかるというのが2020年4月からなのでありますけれども、それに向けて、そういった意味で中小企業のほうが残業規制がかかって、いろいろ負担がかかってくるという中で、行政側もむしろ手続を簡素化して、できるだけ中小企業のコストをかからなくする、そういった取組が必要なのではないかというのがもともとの発端なのですが、そういった中で補助金と社会保険、これについて手続を抜本的に簡素化する。

補助金に関して言いますと、中小企業の補助金とか自治体の補助金、こういったものを、重複した情報を記載せずに、ID・パスワード方式で簡単にオンライン申請できるようにする。社会保険につきましても、就職とか退職等の各手続について、今は大体、中小企業の場合、社長さんとか社長の奥さんが年金事務所とかハローワークを実際に回っているのでありますけれども、そういうことをせずに、ID・パスワード方式で簡単にオンライン申請ができるようにする。

こういったことを2020年4月から実現するということがアクションプランを作り、その次の資料2-2に具体的な工程表を作って、この工程表にのっとって、各省庁がこの役割分担に基づいて、2018、2019、2020年の4月までに取り組んでいくということを決めました。具体的な内容については、規制改革推進会議でチェック&レビューをしながら進めていくということになっておりますので、それについての御報告をさせていただいたというのが、その次であります。

資料3は、これも報告事項でありますけれども「自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告について」ということでありまして、これは自治行政局から御報告をいただきました。これも既存の発表資料なので詳細は省略いたしますけれども、例えば12ページ「新たな自治体行政の基本的考え方①」にあります行政の手続の関係で言うと、AIやロボティクスを使って行政の事務作業をやっていく。それから、自治体行政の標準化・共通化ということで、自治体ごとに書式や様式といったものがばらばらで、大手の企業などで複数の自治体で事業活動をやっていると、自治体ごとにいろいろな申請書類を個別に手書きで作

らなくてはならないなどというところがあるわけですが、そういった自治体の行政の標準化・共通化をこれから進めていく。そんなことの御説明をいただきました。

最後の議題は、就労証明書の書式統一・デジタル化でありますけれども、これは一応、この前の総理入りの会合の中で緊急重点的に審議すべき事項の一つとして掲げられているということではありますが、それについて議論をしました。

資料4-1は内閣府の子ども・子育て室からの報告でありますけれども、もともとの課題は何かというと、保育園に入るときに、会社が保育園を希望する親御さん、要するに、従業員に、どれだけ従業員が時間をかけて働いていますよという証明書を渡しまして、就労証明書というのですが、その従業員は、それと保育園の入園の申請書を一緒にして各市町村に保育園の入園手続をやる。そういう流れでやっているのですけれども、この就労証明書は市町村ごとに書式・様式がばらばらで、大きな会社でありますと、いろいろな市町村から書式・様式を取り寄せて、パートさんを雇って手書きで、しかも大体、保育園の入園手続というのは秋口ぐらいに集中しまするので、割と負担がかかってきた。

それを標準化して、そして、電子入力ができるようにしようという取組を進めておりまして、それについて去年3割ぐらいの自治体が標準的様式を導入されたのですけれども、それが来年度からは5割ぐらい。来年度入園ですから、すなわち今後そうなるというのが、資料4-1の別紙2に標準的様式の活用状況があります。これは昨日内閣府からホームページで公表されておりますけれども、標準的様式の活用状況は、5割ぐらいが標準的様式を導入することになったと。去年3割ぐらいだったのが、今度は5割ぐらい導入するようになったということで報告がありました。

電子入力への対応状況としては、下ですけれども、対応する予定はないというのが3割ぐらいありますが、7割ぐらいが電子入力への対応をするようになったと。

そして、今月の1日からマイナポータルとあって、マイナポータルでそういった作業が一部できるようになってきたというのがその次です。その次は非常に長いのですけれども、これは市町村ごとに導入をしたかしないかとかいった、各市町村の導入状況であります。これ自体はまだ集計されていないのですけれども、これを見ますと、東京都23区などはほとんどまだ導入がされておられません。東京都を見ればわかりますけれども、ほとんどまだ導入されていないとか、政令指定都市とか、割と大都市圏での導入がまだ進んでいないという状況があるようです。それについては今回の行政手続部会でも、どうしていくべきかという議論がございました。

資料4-2-1からが内閣府の番号室のほうですけれども、マイナポータルで就労証明書を作成することができるようになりました。これはビフォー・アフターで書いてありますけれども、今までは各事業者が市町村から個別に様式を取得して手書きで作っていたのですけれども、それが今度はマイナポータルから市町村の書式・様式をダウンロードすることができるようになって、それに押印をして出すことができるようになったということで、一歩前進してきているということでもあります。

ただ、まだ幾つかの課題があるというのがその次の資料でありまして、資料4-3のです。規制改革推進会議行政手続部会の八剣専門委員からプレゼンがありまして、まだ課題として、1ページにありますように、標準的様式を採用している自治体が少ないですとか、備考欄が非常に多いのでなかなかシステム化がしにくいというような話ですとか、2ページは逆に前向きの話でありまして、静岡のヤマハ関係の複数の企業が、静岡県下の10市町に対して標準的様式を導入するように交渉して、合意を得て、静岡県の10市町が標準的様式を導入した。

それから、3ページから4ページですけれども、今回、マイナポータルで各自治体の様式を取得できるようにはなったのですが、全部電子でできるかということではなくて、現状に書いてあるように、マイナポータルから様式を入手するのですけれども、それを一度紙で打ち出して、会社の社印を押印して、それを従業員が提出するということです。完全には電子化されていない。証明書の作成から電子提出まで、完全なデジタル化をすべきではないか。そういった御提言をいただきまして、行政手続部会の中でこの八剣専門委員の御提言に基づいて議論が行われたということでもあります。

とりあえず、私からの部会の概要については以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手をいただければと思います。

○記者 共同通信のタケベと申します。

最初に、まず、経済団体の意見についてなのですけれども、ざっと読んだ感じだと、現状の取組状況の説明とかが多かったと思うのですが、要望に対して新しく方針が変わるとか、何か要望が取り入れられたとか、そういった要望事項はあるのでしょうか。

○石崎参事官 おっしゃるように、現状こうなっていますとか、こういう取組みしていますという説明が多いです。その上で、結論から言うと、今、よく事務局で精査してみますというところがございます。実はこうなっていたというのも私どもが余り把握していなかったようなものはあると思いますけれども、具体的にどれというのは精査できていないところがございます。

いずれにしても、御感想のとおり余り十分な対応ではないと、そういう反応が経済団体から返ってくるのが予想される項目が幾つもありますので、それにつきましては委員と相談して、今後の行政手続部会の中で2回目以降の議題として取り上げていきたいと考えております。

○記者 特に委員の方の御意見が、例えば集中したような項目とかはございますか。

○石崎参事官 本日はとりあえず御紹介にとどめたのですけれども、見ていただければわかるように、割と商工会議所から、私が先ほど冒頭で申し上げた個人事業主の承継の問題、要すれば、現状で言うと、個人事業主さんがお亡くなりになると簡単な届出で済むのですけれども、生前に相続しようとする、改めて新しい許認可をとり直さなくてはならない。それが随分面倒であるとか、それについて完全に否定しているわけではないのですけれど

も、検討しますというような形の答えが多かったりして、多分これは検討ではなくて、もうちょっと踏み込んで改善してほしいというようなことが出てくるかもしれません。

その他、幾つか見ていただければ、多分そういうところがあると思いますので、むしろプレスの方から御要望があれば、言っていただければ、ちょっとそれもあれだと思えますが、いずれにしろ今後の課題だと思います。今後、不十分なものについては議題として取り上げていきます。

○記者 2回目以降はどのような議論の進め方をしていくのですか。

○石崎参事官 2回目以降に関しましては、資料1-3でありますけれども、この前、総理入りの会合でこの「規制改革推進会議 第3期 重点事項」というものがありまして、その中の星印で緊急に取り組むべき事項というのがあります。すなわち中小企業向け補助金や社会保険の手続に関し、ID・パスワード方式によるオンライン申請を実現し、事業者負担を軽減する。また、民泊事業届出、企業の就労証明書の発行、軽自動車保有関係手続といった要望の強い手続について利便性の高いオンライン化を緊急に進めるとありますので、この緊急に取り組むべき事項というものから順次、行政手続部会で取り上げていきたい。先ほど申し上げたような各団体からの要望があったものなども、その次もしくは並行して取り組む、そんな順番で考えております。

○司会 それでは、ほかにございますでしょうか。

○記者 では、1つよろしいですか。就労証明なのですけれども、これは基本的にオンライン化というのは、マイナポータルが前提になると受けとめればいいのでしょうか。

○石崎参事官 必ずしもそうでもないのですけれども、内閣府番号室のほうで非常に積極的に取り組んでいただいているので、これをどうやって改善していくかというのが一番現実的な手段かなと思っています。もちろんほかの入力方式なども考えられないことはないのですけれども、マイナポータルの現状のものもどこまで利便性を上げていけるか。そんな話で、少なくとも今回の行政手続部会の中では議論がありました。

○記者 それと、書式の統一なのですけれども、アンケートの中を見ると、要は、自治体に需要がないというような意見も幾つか散見されるのですが。

○石崎参事官 これは委員から割と厳しい御指摘がありまして、例えば資料4-1の別紙2で、①の管内や近隣に複数の市町村の居住者を雇用するような大企業がないとか、市町村の様式に限定せず今でも受けているとか、御指摘のようにそういうニーズがないとかいうことがあったのですけれども、まずニーズがないということに関しては、複数の委員から、逆にニーズがないのではなくて、問題がないのだったら別に標準の様式を導入して、電子申請でやったらいいのではないかという話がありました。

それから、近隣の大企業が云々というのでも、最近は通勤圏が非常に遠くなっているので、必ずしも隣町に大企業がなくなっても、割といろいろなところから通っていますから、これも逆に、大企業があるないというよりも、何かクルーシャルな問題がないのだったらむしろ標準の様式を導入すべきではないかとか、これは③も一緒なのですけれども、市町

村の様式に限定せずに企業独自の様式でも受け付けてくれているぐらいだったら標準的様式でもいいのではないかとか、そういった御意見がございました。

○記者 私から最後に1点だけ。これはKPI的に、標準的様式の活用とか電子の対応というのは、いつまでに何%とか、いつまでに完全実施とか、そういうKPIみたいなものは設定されているのですか。

○石崎参事官 今は設定されていませんけれども、行政手続コストを2割削減するという目標が定められていますから、その中でやはり相当数の自治体に取り組んでいただかないと、なかなかそれは難しい。

あと、今、5割と申し上げたのですけれども、これは自治体の数ベースでの5割で、先ほど申し上げましたように、割と大都市圏が、これは保育園の競争率が一定あるのでいろいろな情報をとらなくてはならないという御事情があるのかもしれませんが、大都市圏の人口が多いところでの導入率が少ない。本日も議論になったのですが、その辺に対してどう取り組んでいくのか。その辺が議論になりました。

恐らく、八剣専門委員が掲げた静岡県の浜松みたいな企業城下町では、大手の会社が力関係で強いですから、大きな会社から市町村に頼むと割と実現するかもしれませんが、大都市ですと、どこか一つの会社が力を持っているというわけでもありませんしね。ただ、大都市だとゼロかというところ、東京23区の中でも幾つかの都市はもう標準的様式を導入すると言っていますし、政令指定都市の中でも複数のところが導入すると言っていますから、必ずしも導入できないということではない。ベストプラクティス的には導入しているようなところもあるわけなので、そういったところにしっかり働きかけていくべきなのではないか。そんな議論がございました。

○司会 ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで記者会見を終了いたします。ありがとうございました。